

消防消第167号
平成2年11月30日

各都道府県消防主管部長 様

消防庁消防課長

安全管理の徹底について（通知）

消防における安全管理については、これまで昭和58年7月26日及び昭和59年8月8日付けをもって消防における安全管理規程体制整備の促進及び事故防止の徹底について当職より通知しているところである。

最近、消防用車両を車庫に誘導中の職員の死亡事故、はしご車の点検中のはしご車の横転による職員の死亡事故等が相次いで発生したことは、誠に遺憾なことである。各消防本部においては、再度このような事故が発生しないよう安全管理体制の再点検、安全管理マニュアルの徹底等について万全の措置を講ずる必要がある。

については、貴職におかれては、前記通知等に留意し、安全管理の一層の徹底を図り事故防止に努めるよう貴管下消防本部に対し、格段の御指導を願いたい。